

第十三回 参議院經濟安定委員會會議録第六号

昭和二十七年三月二十五日(火曜日)午後二時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 佐々木良作君
理事 郡 祐一君
委員 小龍 彬君
杉山 昌作君
須藤 五郎君

政府委員

經濟安定本部 近藤 止文君
産業局長 岩武 照彦君

外務省經濟局 賀屋 正雄君

事務局側

常任委員 桑野 仁君
常任委員 渡邊 一郎君
常任委員 會專門員

説明員

外務省條約第三課長 重光 昌君
外務省經濟局第六課長 永井三樹三君

本日の會議に付した事件

○ボツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く經濟安定本部關係諸命令の措置に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○國際的供給不足物資等の需給調整に關する臨時措置に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(佐々木良作君) それでは第七回の經濟安定委員會を開会いたします

先ず、ボツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く經濟安定本部關係諸命令の措置に關する法律案を議題といたします。

本案につきましては、今日で四回目の審議を重ねるわけであり、外務省及び外資委員會當局に對して質疑を行いますと同時に、一応文書を以て事務的、技術的な質問事項を列挙いたしまして、政府側の答弁を求めたのであります。従いまして今日は、先ず政府側から順次それについての御答弁、御説明をお願いいたします。

○説明員(重光昌君) 前回文書を以ちまして當委員會から御質問のごさいました事項につきましてお答えいたします。

先ず、政令第五十一号(外国人の財産取得に關する政令)關係のうち平和條約第十二條の解釈等についての問題でございますが、その第一点として、本條によつて最惠國待遇、内國民待遇を供与する義務は片務的なものであるかどうかとの問題についてお答えいたします。

日本国は、第十二條(b)項所定の諸事項について、それ(最惠國待遇又は内國民待遇)を連合國に供与する義務を負うのであります。この日本國の義務は當該事項について連合國が日本國に最惠國待遇又は内國民待遇を与えな

い場合には、(c)項前段の規定によつて解除されるのでありますから、従つて

この意味におきましては、第十二條によつて負う日本の義務は片務的なものではな

いと考へられるのであります。

次に、第二点として、政令第五十一号以外に平和條約第十二條に抵触する現行國內法令にはどんなものがあるか、又、どんな点か、その改正方針はどうかという点についてであります。

平和條約第十二條に抵触する國內法令としては、「外国人の國際航空運送事業に關する政令(昭和二十六年政令第一三三号)」、「水先法」(昭和二十四年法律第七〇号)等がござい、

「外国人の國際航空運送事業に關する政令」は、目下立案中の「航空法」によりまして廢止されることになつております。又水先法や移民保護法等は、平和條約第十二條(d)項に規定されてお

ります。「通商條約」に類規定されてお

る例外に基くものとして、今後とも引

續き存置することになつております。

第三点といたしまして、連合國の一乃至數ヶ國に、平和條約第十二條に従つて、ある事項に關する内國民待遇を与えた場合、連合國である否とを問

わず、他の國との通商航海條約等他の條約において、同じ事項について最惠國待遇を与えるならば、前者に對する待遇を採用して、後者についても事實

上内國民待遇を与えねばならないのか

という点につきましては、正にその通りでございます。但し、平和條約第十二條(b)項によりまして日本國が所定の義務を負うのは、平和條約効力後長

くとも四年間に限られますので、従つて右期間経過後は、他の條約中に規定された最惠國條項の適用による均霑も

及ばないことになるのであります。

第四点は、イタリー平和條約の場合には、連合國に對し、關稅、輸入貨物の國內課稅についての最惠國待遇、商

工、船舶業その他の營業的活動に關する内國民待遇、最惠國待遇を与えてい

るが、財産權等には触れていない。この

点の差違は何に基くか、というお尋ね

でございますが、イタリー平和條約第八十二條では、「連合國民はイタリー國內における商業、工業、船舶業及び他

の種類の營業的活動に關する一切の事項について内國民待遇及び最惠國民待遇を与えるべき旨規定してあります。この一切の事項の中には、財産權に關する事項も當然含意されてお

り、これに基いて沿岸貿易、國境貿易、衛生、保安上の目的による輸出入制限等がござい、

第六点として、條約第十二條(d)項に規定されている「通商條約に通常規定されてゐる例外」とはどのようなものを指すのかといふこと、

第七点、第十二條(d)項の「當事國」とは、連合國の國又はその地域、邦、州等を指すのか。又日本も含まれるのか、

という点につきましては、(d)項の「當事國」とは、この條約の當事國でござい、

最後に、第八点のお尋ねとして、第十二條(d)項の意味は、相互主義に拘らず「連合國の國が日本人に對してその國の對外的財政狀態の保護その他の理由によつて、一つの事項について或る制限を課する場合、それと同じ制限

に課せられると解釈いたします。通常通商航海條約中で設けられる財産權すな

わち動産、不動産の取得に關する規定は、

は、動産には及ばないのであります。

尤も米國を一方の當事國とする最近の通商航海條約中には、動産の取得に關して最惠國待遇を規定する例がござい、

但し、この規定はとくにマイニングについて規定したもので、

このような特別の規定がない限り、動産は通常の財産權の中に入らないと考へられるのであります。な

お動産の取得に關して内國民待遇を与えた例としては、戦前のフランス等がござい、

第四点、イタリー平和條約の場合には、連合國に對し、關稅、輸入貨物の國內課稅についての最惠國待遇、商工、船舶業その他の營業的活動に關する内國民待遇、最惠國待遇を与えてい

を日本がその国民に課することは一般的にはできない。併し、日本にとつて、日本の対外的財政状態の保護その他の理由によつて適正に制限をすることは、相手国が同様に制限をしていると否とに拘らず、差支えない」と解してよいこととごさいいます。が、これはその通りであらうと存じます。

次に、同じく政令第五十一号関係のうち、相互主義の適用に関する問題について、その御質問にお答えいたします。五点ごさいいます。その第一点は、平和條約批准国の国民その他原則として適用除外をすべき外国人について、相手国が日本人に対して制限を課しているため、相互主義によつて、日本においても当該外国人に対して制限を課す場合には、法律的措施によつて行うのか、或は行政的措施によつて行うのかというごさいいます。が、これは、政令第五十一号の適用を除外された外国人は外国人土地法の適用を受けますので、相互主義による制限は同法第一條の規定に基き施行令によつて行うのでごさいいます。

第二点の外国人土地法の改正復活の構想如何という点につきましては、外国人土地法第一條に基き勅令は、戦前においても全く立法されたことがありませんでしたので、講和発効後直ちに第一條に基き施行令を立法する必要は実質的にはないと考えられます。但し政令五十一号の適用除外の指定国において、日本人又は日本人法人に対し、土地に関する権利の享有に禁止制限を加える例が今後の調査において明らかになりましたときには、更に施行令の立法措置を講ずる必要の有無を検討することになつたと存じています。

号の適用除外外国人の本国における国内法による日本人又は一般外国人に対する財産取得の制限はどのように課せられてゐるか。又、国別に説明されたという御質問のごさいいます。が、日本との間に正常な外交関係を回復した国が日本国民にどのような待遇を与えるかは、今から予測できない問題でございいます。又各国で一般外国人がどのような待遇を享受しているかにつきましては、現在鋭意調査いたしてあります。

第五に、只今の第四点につきましての調査が、各国別に具体的にできないければ、相互主義の適用は事実上不可能ではないかというごさいいます。が、これは、前述いたしましたように、日本との間に正常な外交関係を回復した国が日本国民にどのような待遇を享受するかは予測できませんので、従つて連合国との関係において政令五十一号を存置した場合に條約違反を生ずる虞れが多分にあるのでごさいいます。平和條約を批准した連合国をその都度指定いたしました。一応適用除外の措置をとりますことは、この條約違反が生ずることを防止することの趣旨でございいます。除外指定で行いました後に、その国で日本国民が内国民待遇を享受されないことが判明いたしました場合は、改めて適宜の措置をとることを何ら妨げるものではないと存じます。

○説明員(永井三樹三郎) 通商航海條約についての質問事項について御説明いたします。

第一点は、戦前日本が締結していた通商航海條約は何かあるか。戦時中及び終戦後その効力はどうか。戦時中

か。講和発効とともに復効するのはどこかという問題であります。が、戦前日本が締結していた通商航海條約は二十九カ国ありますが、通商航海條約の体裁を完全に備えて居らない暫定取極め等を加えると四十三カ国に達します。このうちには、戦前植民地又は自治領等で、戦後独立した国がそれぞれ元の本国のうちに含まれて適用されていたので、現在の国の数で言えば、更に多数となり、日本と相当関係の深かつた国については、殆んど全部締結されていたわけでありまして、このうち日米通商條約及び日英通商條約は、戦前廢棄され、日米については戦前既にその効力が失われ、日英については、その効力の失われる前に開戦となつたのであります。従つて、日米條約を除く他の條約については、平和條約第七條の適用を受け、連合国が一方的に通告をすることによつて復活させる途が開かれてあります。又スイス、スエーデン等の中立国及び日本との戦争状態になつたスペイン、タイ、デンマーク、ドイツ等との関係は、終戦に伴う日本の外交権の停止により、その適用が中断されていたわけでありまして、これらは日本の主権回復と共に、再び適用を再開し得る状態になります。

次に、第二点の、平和條約第七條の規定により、連合国が復活を通告することのできる條約には、通商航海條約を含むか。右規定によつて復活が予想される相手国はどこか、という問題であります。が、前段については、第一点でも述べましたように、通商航海條約は含まれております。後段の復活予想の相手国については、未だ明確に

予想することは困難であります。が、戦前の條約はいずれも非常に古いものが多いので、戦後の國際情勢に適合しない点も多々ありますから、新しい状態に即して新しい條約を交渉締結することを希望する国が多いのではないかと考えられます。

第三点は、各国との通商航海條約の更改造若しくは締結について、相手国、内容、時期の見通し如何。その際日本側として、是非確保したい事項はどんな点か、という問題であります。が、現在米國とは予備的合意中で、恐らくこれが最初のものとなると思ひます。その他の諸國については、重要相手国とはできるだけ早く通商航海條約を結びたいと考えております。が、現在のところ、その時期の見通しは、相手国の意向もあり、未だ具体的には予想しがたい段階にありますが、是非確保したい点は、日本の通商、貿易、特に關稅、シッピング、相手国における事業活動等は諸外國と同じ條件で扱われるようにし、日本が差別待遇を受けないようにすることでありまして。

第四点は、平和條約によつて連合国に与えられた待遇は、通商航海條約にそのまゝ引継がれる見通しか、という問題であります。が、平和條約の規定の多くのものは、新しい通商航海條約の方向にマッチしてありますから、大体はそのまゝ新條約にも引継がれるものと思ひます。併し平和條約は、相手国と日本との相互に義務を負ふ趣旨でない点があるに反し、通商航海條約は、相互の義務として規定することとなるわけでありまして。又、平和條約第十二條は、通常の通商航海條約で、三十カ條以上に規定される内容を

は、三十カ條以上に規定される内容を

簡単に書いたため、解釈も明確でない点もありますので、通商航海条約では、もつと具体的に詳細に規定することになるであろうから、その場合には若干の差違が生ずることはあると思われまゝ。

次に実務上の問題についての第一点と第四点について御説明申し上げま

第一点は、日本と各連合国間の政治的経済的実力の差違のため、内国民待遇を与えることは、相互主義の適用や、来るべき通商航海条約において双務的に協定したとしても、形式上平等であつても、事實上相手国に著るしく有利となり、我が国は殆んど利益を受けない事項が多いと思われ、この点の対策如何、という質問でありま

通商航海条約は、両当事国が現代これから得る目前の利益を同一ならしめることを目的とするものではなく、それ／＼相手国に対する待遇を定め、将来の発展の可能性を平等にしようとするものでありますから、現在だけの利益の多少の差違から有利不利を判断し得ないものであります。併しながら日本の国内的必要による適当な留保は、これを付することができるのであります。甚だしく日本が不利を蒙ることのないように交渉して行く考えです。

第四点は、平和条約第十二條の解釈についての八番目の質問事項の如く、同條d項が解釈されるところと、相手国の事情によつて日本が著るしく不利となることはないかという問題であります。この点については、日本だけが不利になることは考えられないのであります。むしろ日本こそ同項を適用して、日本における相手国に対して制限を課し得る場合が多く考えられるのであります。

○政府委員(實業正廳長) 私から、政令第五十一号関係のうち、適用除外の指定に関する問題、字句の解釈等についての問題、実務上の問題について、うち第二点及び第三点、第三百一十一号関係等につきまして御質問の事項にお

先ず適用除外の指定に関する問題について御説明いたします。その第一点は、第二十三條の二の規定により、適用除外の指定を行うにいて、如何なる範圍の國の國民を具体的にどのよう形式で指定するかという問題でございますが、條約を批准した國、中立國等條約効力後が國と正當な外交關係を回復する國を國名を列挙して指定するのでございます。なお朝鮮に關しましては條約によつて内國民待遇を与える義務がございますので、これを指定いたします。

第二点の、この適用除外をいたす場合、平和條約調印批准國の國民は、同條約により當然適用除外とすべきであるが、中立國人についてはどうするか。若し適用除外とするならば、それは如何なる理由によるのか、という問題につきましては、中立國は條約効力によりまして、正當な外交關係を回復

いたしますので、これを指定し、適用除外するのでございます。第三点の、平和條約の最初の効力発生後、同條約の批准を行つた國があれば、その時にその國の國民を適用除外に指定するのかわり問題につきましては、これは批准書寄託の都度指定するのでございます。

第四点の、サンフランシスコ條約以外の條約によつて、日本との講和を行つた國があれば、その都度これらの國の國民を適用除外に指定するのかわり、という点につきましては、その通りその都度指定いたします。

次に第五点の、旧樞軸國、乃ちドイツ、オーストラリア、イタリア、タイ等の國民をどう扱うのかということでございますが、これは旧樞軸國である

と否にかかわらず、國交回復の合意がなされれば、正當な外交關係が復活いたしますので、指定によつて適用除外するものでございます。第六点の、朝鮮は平和條約第二十一條により、同條約第十二條の利益を享けるので、朝鮮人については當然適用除外の指定を行うものと思われ、この場合南北朝鮮によつて差別をつけるかという問題でございますが、平和條約が効力いたしますれば、在日韓人は適用除外の指定を受けるのでござい

まして、在日韓人が大韓民國の國籍を有するか否かは、具體的には大韓民國が決定する問題でございます。第七点の、台灣における政府としての國民政府と講和條約又はそれに代るべきものを締結した場合に、台灣人のみに適用除外の指定を行うのか。又この場合、中国本土に本籍を持つ中国人をどう扱うか、ということでは

ございますが、在日中国人の國籍につきましては、現在行われております日華交渉の結果取極められることになろうと存じますので、適用除外についてどのような形で指定を行うのか、今の処未定でございます。

第八点の、日本が未だ承認してないが、事實上主権を行使する政府が存在し、支配する地域に本籍を持つ外國人はどのように取扱うのか、という問題でございます。これは、その外國人が適用除外國の國籍を有しない限り、依然としてこの政令の適用を受けるものと存じております。

第九点の、連合國で平和條約を締結しない國すなわちサンフランシスコ會議の不參加國、參加したが調印しない國、及び調印したが批准しない國を中立國よりも不利に扱う理由についての

お尋ねでございますが、これは、中立國とは正當な外交關係を回復したのことでございまして、平和條約調印批准國以外の連合國とわが國との間は、國際法上は依然として戰爭狀態が継続しておりますので、政令第五十一号によつて規制する必要があるものでございます。

第十点の、日本が平和條約によつて主権を放棄し、その屬屬の明確でない地域すなわち千島、樺太、南洋諸島、更に日本の主権の存否も明確でない南西諸島、小笠原諸島等に本籍を有する人はどう取扱うかという問題についてでございますが、南西諸島及び小笠原諸島等の南方諸島に対する領土主権は依然として日本に屬しております以上、その當然の結果として、これらの地域の住民は日本の國籍を保有するものでございます。従つてその取扱に當りましては適用除外の問題は生じない

のでございまして、同時にこれら地域に本籍を有する本土在住者についても同様でございます。又千島及び樺太に本籍を有し、日本國內に在住する者は、平和條約効力後も依然日本國籍を有しておりますので、これも適用除外の問題を生じません。次に旧委任統治地域たる太平洋諸島の住民は、従前から日本國籍を持つておりませんでしたし、又これらの地域に本籍を有する日本國民は存在していないのでござい

次に字句の解釈等についての問題にお答えいたします。その第一点は、第三條第一項に対する罰則規定である第二十條の改正は、内容的意味に全然變化を与えないかという問題でございますが、その通り内容的には變化はございません。

第二点の、第六條の旧第十号すなわち新第八号中「連合國占領軍の實に歸すべき」という字句はどのように解釈すべきか、又、今回の改正によつて削除されれば、どのように意味が變るか。ということでございますが、これは「連合國の實に歸すべき」と申しますのは「連合國又は連合國軍によつてなされた」という意味でありまして、これを削除いたしますれば、外資に關する法律の規定と同様に、一般的に詐欺、強迫又は不當の圧迫を意味することになるのでございます。

第三点の、飲業法の解釈についてでございますが、飲業法第十二條及び第七十一條によると、飲業権租飲權又は不動産に關する規定を準用するところがあるが、この不動産に關する規定とは何を指すのか、又、政令第五十一号の規定に含まれるか。外國人はその支配する

第十七部 經濟安定委員會會議錄第六号 昭和二十七年三月二十五日【參議院】

日本法人を通じて鉱業権、租鉱権を取
得できるか。という問題につきまして
は、この不動産に関する規定とは一般
に不動産についての規定を指しておる
のでありまして、従つて政令第五十一
号も含まれるのでございます。又、鉱
業法によりまして、外国人の支配する
日本法人でも鉱業権等を取扱し得るの
であります。政令第五十一号の適用を
受ける外国人については、その支配を
受ける日本法人も政令第五十一号の認可を受
けなければ鉱業権等を取扱し得ないの
でございます。

次に実務上の問題についてのうち、
私どもの所管であります第二点と第三
点の事項について御説明いたします。

まず第二点は、政令第五十一号の適用
除外外国人の土地取得を全く無制限に
した場合に、貿易暴利行為、關取
引等による不正不手取で入金した
円貨によつて例えば対馬における朝鮮
人のごとくに、一地方の土地の大部分
を買占められるおそれがあると考えら
れるが、この対策は如何という御質問
でございますが、わが国の政策上、一定
地域について右の事態を生ずることが
好ましくないと考えられます場合に
は、外国人土地法第四條に基く施行令
の立法措置を講ずれば足りると思えら
れますので、かかる立法措置を講ずる
必要の有無を研究することにいたしました
と存じております。右の立法措置を
講じたときにおきまして、すでにこう
した事態が生じているといたしますと
ば、外国人土地法第六條及びこれに基
く施行令によりまして、その善後措
置を講ずることとなるわけでございます。

第三点は、政令第五十一号の適用外

国人が株式又は持分等の全部若しくは
過半数を保持し、支配している名目上
の日本法人が土地を取得するときは、
事実上無制限となるのか、ということ
でございますが、これは政令第五十一
号の適用を受けるのでございます。

最後に政令第三百十一号關係につい
て御説明申し上げます。

第一点は、現在政令第三百十一号に
よつて指定している国は何かある
か。又連合国、中立国、その他に区分
してその内訳はどうか。

第二点は、今國聯和効と共に指定
取消をする国はどこかということ
でございます。二点一括してお答えい
たします。

現在、連合國最高司令官の承認
した代表者又は使節團を日本国内に有
する国として指定してございます。す
で、國聯和効に際してあらためて指定
し直すことになりまして、條約調印批
准国、中立國等正常な國交を回復する
国以外の國を指定することになると存
じます。

第三点は、中共、北鮮等日本の承認
政府をどのような形で指定するの
かという問題であります。未承認政府
は同政令の適用外にあるものでござい
ます。

第四点の、國連及びその他の國際機
關すなわち赤十字、ユネスコ、ユニセ
フ等をどう取扱うのかという問題につ
きましては、國際機關は外國政府では
ありませんので、従つて同政令の適用
外になるのであります。

以上簡単に御説明申し上げた次第でござ
います。

が、説明に対して御質問の点がござい
ますればお願いしたいと存じま
す。

速記をとめて……。

【速記中止】

○委員長（佐々木良作君）速記を始め
て、

それでは、本法案の質疑は、更に後
日において継続することといたしま
す。

○委員長（佐々木良作君）次に、國際
的供給不足物資の需給調整に関する臨
時措置に関する法律案を議題といたし
ます。この法律案は、去る二十日通産
委員会と連合委員会を開き主として通
産委員側からの質疑を行つたのであり
ますが、連合委員会は一回で打切るこ
ととなり、本委員会單獨としては今日
初めて質疑を行うわけであります。で
は質疑をなさりたい方は順次御發言を
願ひます。

○小幡彬君 私聞いて居ります所
で、某商社のカナダからのニッケル輸
入について、問題が起つてゐるという
ことであります。この事情等につい
て御存じでしたら御説明をお願いいた
す。又このような場合に、この法律によつ
て必要な措置がとれるかどうかを御答
え願ひたいと思ひます。

○委員長（佐々木良作君）ちよつと速
記を止めて……。

○委員長（佐々木良作君）速記を始め
て……。

それでは只今のニッケル問題につ
いては、岩武産業局長から説明があつ
たわけでありまして、なお次回に物価
庁の方から説明をしてもらうこととし
ます。

それから、只今の御相談通り、この
法案に対して、事務的な質疑について
は、ここに文書による質問があります
から、これに対する回答を政府の友で
明日までに用意して頂く。そして、尚
補足的な質疑があれば、それをやつ
て、政治的といひますか、政策的な質
問に入つてゆく。このように進めて行
きたいと思ひますが、御異議ございま
せんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長（佐々木良作君）ではさう
にいたします。今日はこれで散會いた
します。

午後三時四十三分散會

三月二十二日本委員会に左の事件
を付託された

一、地代家賃統制令中貸室統制廢止に
關する請願（第二二六六号）

一、海面埋立主食増産に關する陳情
（第五七九号）

一、総合開發特定地域調査費國庫補助
増額に關する陳情（第六四四号）

一、建設省關係公共事業費の事務費増
額に關する陳情（第六五三三号）

第二二六六号 昭和二十七年三月十
三日受理

地代家賃統制令中貸室統制廢止に關す
る請願（二通）

請願者 大阪市西成区山王町三
ノ二七大阪府貸室組合

内 櫻井久勝外一名

紹介議員 大屋 晋三君

從來宿屋営業取締規則の適用を受け、
下宿業として営業を許可されていた貸
室業が、地代家賃統制令の施行によ
り、家主として賃料の統制を受けてい

るが、管理人を置き、止宿人の電話取
次ぎ、配給の世話し盗難予防、防火責
任等一般家主と異なる業態にあるにか
わらず、ビルディング、旅館その他比較
的大きな資本を有する建物の賃料が統
制を解除された今日なお貸室業に對す
る統制を存続するのは極めて不合理で
あるから、地代家賃統制令中貸室統制
を廢止せられたいとの請願。

第五七九号 昭和二十七年三月十日
受理

海面埋立主食増産に關する陳情

陳情者 広島県安佐郡祇園町
石田 公隆

國民生活安定上欠くことのできない主
食は、米約六千三百萬石、麦約二千萬
石の生産しかなく、従つて不足分の約
二千三百萬石程度を國外からの輸入に
依存する外ない実情であるから、國策
として海面の埋立および干拓により主
食の大増産を圖り國民生活の安定を期
するとともに埋立地下資源の活用等
を圖られたいとの陳情。

第六四四号 昭和二十七年三月十四
日受理

総合開發特定地域調査費國庫補助増額
に關する陳情

陳情者 福岡県知事 杉本 勝次

國土総合開發法に基いて全國十九地域
にわたつて特定地域としてその開發を
指定されたのであるが、開發計画は各
地とも資源開發、國土保全、産業振興
等その開發効果が期待されてゐたとこ
ろ、明年度これ等地域の開發実施計画
に要する調査費二億圓を全額削減した
ことは、総合開發事業に一とんぞをき
たすばかりでなくわが國經濟自立の基

盤を危くする處があるから、この際是非ともこれが予算を復活計上せられたいとの陳情。

第六五三号 昭和二十七年三月十四日受理

建設省関係公共事業費の事務費増額に関する陳情

陳情者 宮城県知事佐々木壽治外

七名

昭和二十六年度における各省別公共事業に対する事務費の割合は、農林省一割、運輸省〇・五割乃至〇・七割、建設省平均〇・四五割と区々にわたつてゐるが、最近における事務所要経費は諸物価の高騰に伴い増大し、とくに公共事業費支弁職員の人件費については再三の給与改訂に伴い到底現在の事務費では経理不可能であるから、建設省関係公共事業の事務費を農林省なみに引上げるよう措置せられたいとの陳情。

昭和二十七年九月五日印刷

昭和二十七年九月六日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局